



鎌 監 第 9 6 号

令和 8 年 7 月 9 日

請 求 人 ■ ■ ■ ■ 様

鎌ケ谷市監査委員 徳 田 朗

鎌ケ谷市職員措置請求の結果について（通知）

令和 8 年 6 月 1 2 日付け（受付第 7 2 号）で提出のあった地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく鎌ケ谷市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、下記のとおり決定したので通知する。

記

1 本件請求の内容（原文のとおり）

（1）監査請求の要旨

市長が鎌ケ谷市議会議員伊藤仁氏に対し令和 5 年度に交付した政務活動費のうち、市政報告書の印刷及び配布に要した費用について監査を実施し、当該支出が違法又は不当な公金支出であると認められる場合には、鎌ケ谷市に生じた損害を補填するため、当該政務活動費の返還その他必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。また本件については意見書を出した親族から通知を見せてもらい、令和 8 年 6 月 1 0 日に事実を知ったことから、請求期間を過ぎているが、監査請求をするに至った。

（2）監査請求の理由

私は地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり住民監査請求を行う。令和 5 年度に発行された当該議員の市政報告書には、当該議員の学歴として「明治学院大学大学院法務職研究科専門職博士課程入学」等の記載がなされていた。

しかしながら、鎌ケ谷市議会からの回答によると、鎌ケ谷市議会が明治学院大学に対して行った事実確認の結果、明治学院大学には「法務職研究科専門職博士課程」は存在せず、正式名称は「法務職研究科法務職専攻専門職学位課程（法科大学院）」に在籍していたことが確認された。

この結果を受け、鎌ケ谷市議会各会派代表者会議において協議が行われ、当該

議員に対し、自らの市政報告と同等レベルのものにおいて修正及び謝罪を行うことが求められたことが公表されている。すなわち、市政報告書に記載された学歴は、客観的事実と異なる内容であったことが議会において確認されている。

政務活動費は、市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付される公金である。しかしながら、本件市政報告書には事実と異なる学歴が掲載されており、その印刷及び配布に政務活動費が充当されていたのであれば、市民に対して虚偽又は誤認を招く情報を発信するために公金が使用されたことになる。特に、本件学歴表記は単なる誤字や軽微な記載ミスではなく、実在しない課程名及び制度上存在しない博士課程に関する記載であり、市民に対して当該議員の学歴、専門性及び経歴について誤った認識を与えるおそれがある内容であった。

このような内容を含む市政報告書の印刷及び配布は、本来の政務活動の目的を逸脱し結果として議員個人の信用又は評価の向上に資するものとなっていた。

よって、当該市政報告書の作成、印刷及び配布に要した政務活動費について、その支出が適法かつ適正であったかを監査し、違法又は不当な支出が認められる場合には、市長から未来会議に対して返還等の必要な措置を講ずるよう求める。

2 本件請求に関する決定

本件請求は、法第242条第2項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断されるため、適法な請求として受理せず、却下して監査は実施しないことを決定した。

なお、土屋裕彦監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。

3 決定の理由

法第242条第2項は、違法又は不当な会計上の行為について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、住民監査請求をすることができないと定めている。

この期間制限の趣旨は、「たとえ違法・不当な財務会計上の行為であったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくない」（昭和63年4月22日最高裁判決）として、監査請求の期間を定めている。

本件請求の対象となる財務会計行為（以下「本件財務会計行為」という。）は、令和5年度の政務活動費の支出に関するものである。本件財務会計行為のあった日とは、市長が違法又は不当な額を特定して不当利益返還請求権を行使できる日と解することが相当であり、市長が議長から政務活動費に係る収支報告書、領収書等の写しの報告を受けた日が令和6年4月26日であることから、令和8年6月12日

付けで提出された本件請求は、市長が報告を受けた日の翌日から起算して1年という監査請求期間を徒過した後に行われたものである。

次に、法第242条第2項に規定する「正当な理由」については、請求人は、今回の請求期間徒過について、令和8年6月10日に親族から議会事務局の回答を見せてもらい事実を認識し、その後に本件請求に至ったことを理由として「正当な理由がある」と主張している。

判例によれば、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合」において、「住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」と示されている（平成14年9月12日最高裁判決）。

この趣旨は、住民が報道や広報紙等によって受動的に知り得る情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、常時誰でも情報を閲覧することができる状態に置かれれば客観的に知ることができた場合には、「正当な理由」とは認められないと解されている。

本件請求における当該議員の学歴に関しては、会派機関紙（市政報告書）が市内の一部に配布されたもので、市議会ホームページにおいて会派機関紙の表面（学歴の記載がない面）のみが公開されていたことを考慮したとしても、本件財務会計行為が秘密裡に行われたものではなく、既に同一財務会計行為における住民監査請求の監査結果（令和6年10月8日付け鎌監第173号）が市ホームページに掲載されていることから、請求期間内に請求者が大学に当該専門課程の存在を問い合わせるなど、調査が可能であったと判断するのが相当である。

よって、本件請求は、法第242条第2項に規定する請求期間を徒過し、かつ同項ただし書の正当な理由に該当しないため、住民監査請求の要件を具備していないと判断した。